

小千谷市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和元年12月24日

小千谷市監査委員	佐藤昭夫
同	山賀一雄

小 監 第 6 2 号 2
令和元年 1 2 月 2 4 日

小千谷市長 大 塚 昇 一 様

小千谷市監査委員 佐 藤 昭 夫
同 山 賀 一 雄

財政援助団体等監査結果に関する報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査対象

公の施設（小千谷市片貝総合センター）の指定管理者における、令和元年度の管理運営に係る出納その他の事務の執行

2. 監査の期間

令和元年 1 1 月 2 5 日 ～ 令和元年 1 2 月 2 4 日

3. 監査の方法

小千谷市片貝総合センターの管理運営に関する協定書に基づき、施設の管理、義務の履行及び各種報告は協定書どおり行われているか、管理に係る出納関係帳簿、記帳は適切かつ整備、保存は適切になされているかどうかについて、必要と認めた監査手続きにより実施した。

4. 監査の結果

小千谷市片貝総合センターの管理運営に関する協定書に定められた、「センターの利用の許可に関する業務」及び「センターの施設及び設備の維持管理に関する業務」については、おおむね適正と認めた。